

おい町立名田庄中学校 いじめ防止基本方針

平成27年4月1日 策定

(令和6年4月 改定)

(令和7年4月一部削除)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

学校は、生徒や教職員が信頼できる関係を保ち、安心して生活できる場でなければなりません。しかし、いじめは、どの学校でもどの集団でも起こりえます。そのような認識に立ち、学校全体でいじめ防止等に取り組みます。

- (1) 教員は、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、事案対処に協働して取り組みます。
- (2) いじめを行わないこと、いじめを放置しないこと、いじめが許されない行為であることを生徒に十分に理解させることでいじめを認めない雰囲気を醸成します。
- (3) 生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるように、町、町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生してる場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる教育

- 名田庄中学校教員（以下、本校教員）は、郷土に関する教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、多様性を認める教育を進めることで、生徒の多面的な能力を引き出し、自己肯定感や自己有用感を高め、相手の良いところやお互いの自分らしさを認め合う人間性の育成に努めます。
- 本校教員は、特別な支援を必要とする生徒がいじめを受けないよう、障がいへの理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。
- 本校教員は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、生命や人権を大切にする心など人権感覚を常に磨こうとする生徒を育成します。
- 本校教員は、校外学習や修学旅行、職場体験、ボランティア体験などを通して、同世代

だけでなく、高齢者や地域の人々、乳幼児や障がいを持った人々などとの心の触れ合いの機会を設け、多くの人とのかかわりを通して豊かな心情を育む教育を展開します。

- 本校教員は、道德教育を推進し、生徒に対して人との関わり、人間としての在り方やよりよい生き方に関する認識を深めさせ、ともによい社会集団を築いていこうとする道德的心情や道德的実践力を養います。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための具体的取組を評価するために以下の項目について、アンケート等で評価をします。

【教職員】

- 生徒の人権意識が高まるように心がけている。
- 生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- 生徒や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- 少しでもいじめの行為が疑われる場合、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- いじめについての事案が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。

【生徒】

- いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者に伝えている。
- 学校は（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- 学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- 学校の中に相談できる人がいる。
- 学校だよりや学級・学年通信、学校からの通知、ホームページから学校の様子が分かる。
- 自校の教育相談担当も含め、複数の相談機関が紹介されている。

(3) いじめの未然防止

- ① 生徒一人一人が長所に気づき、伸ばす取組
自己肯定感を育み、自分らしさを大切にする生徒を育てます。
- ② 互いに認め合う学校・学級づくり
学級活動において、それぞれの思いを共有することを通して、お互いの理解を深めていきます。また、学校行事や生徒会活動においては、様々な活動を通して、他学年の生徒との結びつきを深めていきます。このような取組によって、集団に認められ、自分は役に立っていると意識することで自己有用感や自己存在感を高め、一人一人が安心して過ごせる「居場所づくり」や「絆づくり」を進めます。
- ③ 授業改善
生徒が学ぶ楽しさを感じ、主体的・対話的に学習を深めていこうとする授業を構築するために、授業形態の工夫や教材研究などを行い授業改善に努めます。
- ④ 人権教育の推進
(ア) 人権教育を計画的に進め、自分たちのまわりの偏見・差別に気づき、解消していこうとする意識を高めます。
(イ) お互いを認め、信頼し合う人権感覚豊かな集団づくりに努めます。
- ⑤ 道德教育の充実
(ア) 道德科の時間の指導を要として学校の全教育課程での指導を通して、道德的実践力を養うことで、いじめの未然防止につなげていきます。

(イ) 補助資料等も積極的に活用し、多様な考え方や生き方に触れる授業を創造します。

⑥ 「開かれた学校」

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めながらいじめ防止に努めます。

⑦ 体験活動の充実

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、互いに認め合い向上できる集団づくりに努め、助け合う心を育てます。

⑧ SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等）ができる教育を行います。

⑨ 学校体育・部活動の充実

(ア) 教科体育や部活動等の体育的活動を充実させ、粘り強く最後までやり抜く心を育てます。

(イ) 部活動では、全員が同じ目標を持ち協力して競技力を高めるとともに、集団としての規律や好ましい人間関係を作ります。

⑩ インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器の利用について生徒や保護者が危険性や注意点を考える機会を設けます。また、本校で作成したスマートルールやアウトメディアの取組を生かし、生徒の適切な習慣を身につけさせていきます。

⑪ 3つのチェックポイントの活用

教師用生徒観察のチェックポイントを活用し、学校生活でのあらゆる場面で生徒を観察し様子を把握します。保護者用家庭でのチェックポイントに取り組んでいただくことで、いじめの予防と早期発見の啓発につなげるとともに、家庭での様子を把握します。教員の自己チェックポイントに回答することにより、教員（自分）がいじめを生み出していないかを自己チェックします。

(4) いじめの早期発見

① 観察と積極的な声かけ

登下校時、授業中、休み時間等に生徒の様子を観察したり、積極的に声をかけたりする等、複数の目で見ていきます。その際、異状の兆しが見られた場合は教職員で情報交換し、些細な変化も見逃さないようにします。

② 教育相談体制の充実

普段から相談しやすい雰囲気づくりに努め、生徒の声に耳を傾けます。また、定期的にいじめアンケートや教育相談アンケート、Q Uを行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。アンケート結果を基に学級担任や養護教諭、S Cによる定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取るとともに、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

③ 家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに、保護者対象のいじめアンケートを実施し、いじめ等の早期発見に努めます。また、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さないようにします。

④ 生徒自己チェックの活用

生徒が日々の生活をふり返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対応

① 「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守ります。

② いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒を守ります。当該生徒の安全を確保するとともに、気持ちをしっかり聴き、つらさや悔しさを十分に受け止めながら心のケアを行います。

③ 「いじめは許さない」という学校の姿勢

いじめ行為は間違っている、人として許されないことであると真剣に伝え、毅然とした態度で対応していきます。また、いじめを受けた側にも原因があるという考えは間違っているということも伝えるとともに、このような考えを学校は決して持ちません。

④ いじめたとされる生徒への対応

いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。いじめ行為は決して許されないことであると厳しく指導した上で、その子が抱えているストレスや困り感などの課題を解決していくために継続した指導を行います。

⑤ 家庭との連携

いじめを認知した場合は、事実関係や学校の対応方針等を家庭に連絡し、保護者と協力して協議しながら対策を進めます。

⑥ 外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、町教育委員会、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（3か月を目安とする）継続している。

② 本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対応

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席すること（30日間を目安とする）を余儀なくされている疑い」があるときは、次の対応を行います。

- ・ 重大事態が発生した旨を町教育委員会に速やかに報告します。
- ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・ 町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー

- (活動)
- ・ 未然防止を中心にした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・ 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・ いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・ 生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・ いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・ 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・ 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・ 学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

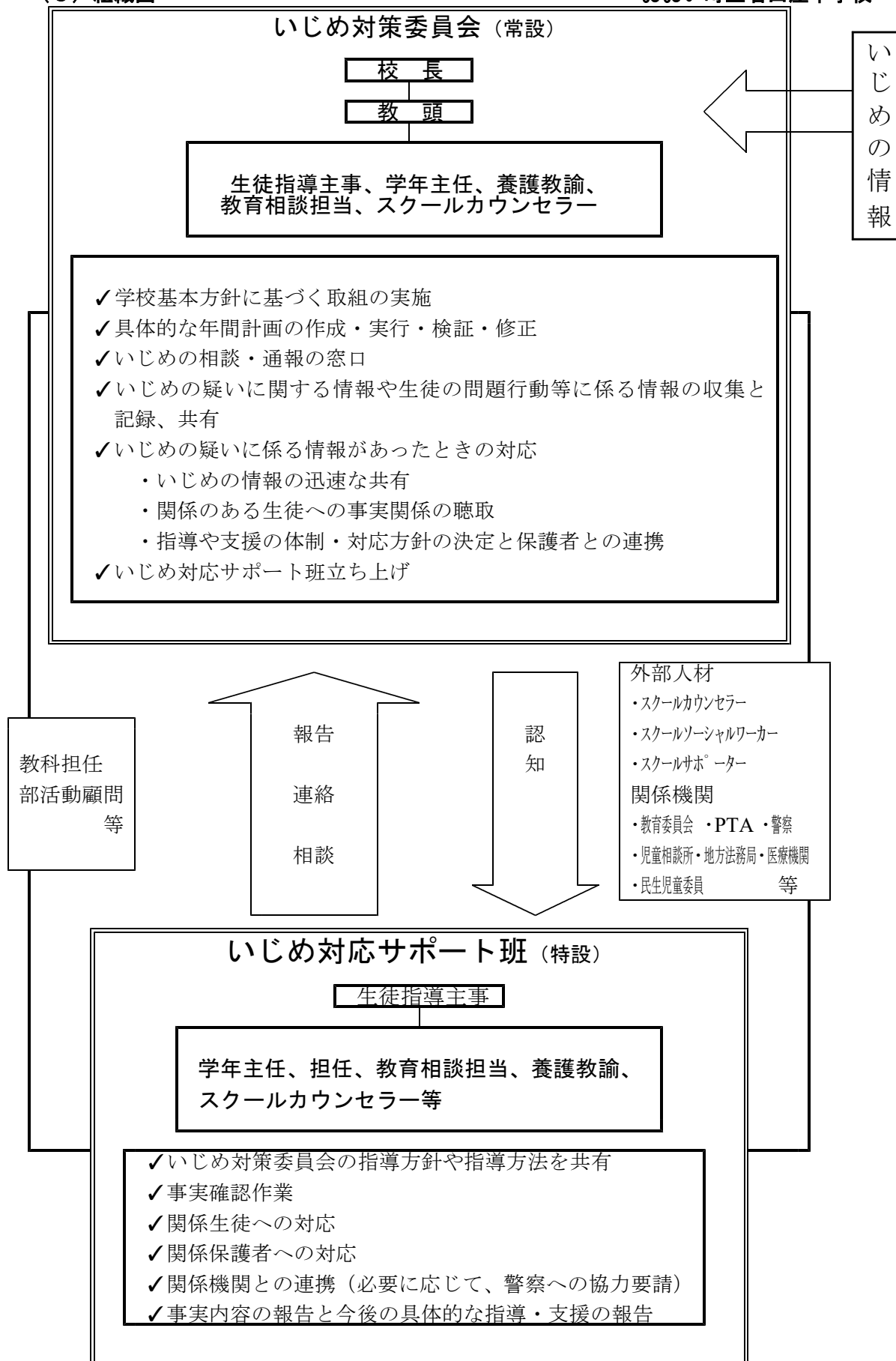
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・ 当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・ 個別面談による情報収集
 - ・ 継続的な支援
 - ・ 保護者や地域との連携
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携
 - ・ いじめ対策委員会への報告、連絡

(3) 組織図

おおい町立名田庄中学校



5 いじめ対策の年間行動計画 (4～6月)

おい町立名田庄中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	いじめ対策委員会 - 基本方針確認 - 年間計画策定 ↓ 職員会議 - 年間計画周知 - 教員の意識点検 ↓ P T A総会 - 基本方針の公表 いじめ対応サポート班 - 起きたときに即対応 小中連携 - 互いの授業を参観し合ったり、担当者間で情報共有を行ったりする。	いじめアンケート調査 (毎月) 学級開き - 仲間づくり 新入生ガイダンス - S N Sについて 生徒総会 - 自主的な活動 修学旅行に向けて - 自主的な計画運営 - コミュニケーション活動の工夫		
5月	いじめ対策委員会 - アンケート調査等をもとに、定期的に状況を把握する。 校内研修 - 道徳教育、人権教育 - 年間全体の人権教育、道徳等の計画を作成確認	教育相談アンケート調査 定期教育相談期間 P T A親子奉仕作業 - 体験的な活動 - 親子の絆づくり 体育祭に向けて - 仲間づくり		
6月	いじめ対策委員会 - 定期的に状況把握 - 夏季休業前指導 授業研究 - 授業改善 - 学習規律 家庭訪問 (5～6月)	体 育 祭 - 仲間づくり - 絆づくり - リーダー育成 いじめアンケート 生徒および保護者 Q U		

(7～9月)

おい町立名田庄中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1 年生	2 年生	3 年生
7 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 教育懇談会 ・情報や意見収集 取組評価アンケート① ・未然防止に生かす	アンケート調査（取組評価アンケート①を含む） 学校祭計画 ・自主的な計画 ・コミュニケーション力の育成 ひまわり教室 ・ネットモラル、犯罪防止等 職場訪問 ・体験的な活動 職場体験 ・体験的な活動		
8 月	いじめ対策委員会 ・取組評価アンケートの 分析等をもとにした振 り返り ・2 学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認 いじめに関する 校内研修会 ・1 学期の反省 ・2 学期からの取組 ・教員の意識点検			
9 月	情報発信 ・評価アンケート①結果 ・2 学期の取組等 ↓ 教育懇談会、通信等で 人権教育研修 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	学校祭(合唱コンクール含む) ・絆を強める ・仲間づくり 保育体験学習		

(10～12月)

おい町立名田庄中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	Q U		
	授業研究	教育相談アンケート調査		
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	いじめアンケート 生徒および保護者		
		定期教育相談期間		
	人権教育・人権週間に関する校内研修会 ・公開授業 ・人権週間の持ち方	新入生体験入学 ・異校種生徒の交流		
12月	授業研究	赤ちゃんふれあい体験		
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査（取組評価アンケート②を含む）		
	取組評価アンケート② ・①と同じ項目で ・1学期末との比較	人権週間の取組 ・人権集会 ・人権の取組発表 ・人権標語の発表		
	教育懇談会 ・情報や意見収集	ひまわり教室 ・薬物乱用防止等		

(1～3月)

おおい町立名田庄中学校

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1月	いじめ対策委員会 ・ 2学期の振り返り ・ 3学期に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認 情報発信 ・ 評価アンケート②結果 ・ 3学期の取組等 授業研究			
2月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握	アンケート調査（評価取組アンケート③を含む）		
3月	取組評価アンケート③ ・ 同じ項目で ・ 年間での比較 いじめ対策委員会 ・ 年度の振り返り ・ 新年度に向けて 計画見直し ↓ 職員会議 ・ 課題確認 ・ 計画確認 情報発信 ・ 評価アンケート③結果 ・ 学期の取組等	三送会 ・ 感謝の心 ・ 次の学年の自覚 校内奉仕活動 ・ 学校に感謝して		